

第1回大津市高病原性鳥インフルエンザ危機対策本部員会議 次第

日時：令和5年1月18日（水）21時00分～

場所：大津市役所新館2階災害対策本部室

1 現状報告及び今後の動きについて

2 その他



資料提供

(県政)

提供年月日：令和5年(2023年)1月18日
所属名：滋賀県特定家畜伝染病対策本部
総務調整班総務係
担当者名：濱野、加藤(農政水産部)
伊藤、岡田(防災危機管理局)
連絡先(内線)：077-528-3435(7422)

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

内容

1. 農場の概要

所在地：大津市

飼養状況：採卵鶏 約4,000羽

2. 経緯

(1) 本日13時10分、当該農場から家畜保健衛生所に対し、死亡羽数が増加した旨の通報。

(2) 同日、家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、飼養鶏について簡易検査を実施したところ、陽性を確認。

(3) 今後、家畜保健衛生所で遺伝子検査(PCR検査)を実施する予定。

3. 今後の対応

(1) 緊急の措置としてPCR検査結果が判明するまでの間、以下の対応を実施します。

①当該農場における移動の自粛の要請

②当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握

(2) 滋賀県特定家畜伝染病対策本部の設置

(3) PCR検査の結果により高病原性鳥インフルエンザと病性決定された場合には、飼養家さんの殺処分、周辺農場における法的な移動制限、畜産関係車両に対する消毒ポイントの運営等、必要な防疫措置を実施します。

その他

- 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。



資料提供

(県政)

提供年月日: 令和5年(2023年)1月18日
所属名: 滋賀県特定家畜伝染病対策本部
総務調整班総務係
担当者名: 濱野、加藤 (農政水産部)
伊藤、岡田 (防災危機管理局)
連絡先(内線): 077-528-3435 (7422)

高病原性鳥インフルエンザに伴う

滋賀県特定家畜伝染病対策本部員会議の開催について

内容

本日、大津市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が確認されたため、標記本部員会議を下記のとおり開催します。

記

- 日時 令和5年1月18日(水) 22:00~22:30
- 場所 滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室 (大津市京町四丁目1番1号)
- 議題
 - 高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の確認について
 - 今後の対応について
 - その他
- 構成員等
本部長 三日月知事
副本部長 江島副知事
本部員 防災危機管理監、知事公室長、総合企画部長、総務部長、文化スポーツ部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、地域防災監、企業庁長、議会事務局長、教育委員会教育長、警察本部長

その他

- 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

資料 2

大津市内の養鶏農家の状況確認

| 養鶏農家 | 飼養している鶏の状況 | 確認日時 |
|-----------|------------|-------------|
| (1) A 養鶏場 | 異常なし | 1月18日16時 |
| (2) B 養鶏場 | 異常なし | 1月18日16時 |
| (3) C 養鶏場 | (確認中) | 1月18日16時10分 |
| (4) D 養鶏場 | (発生農場) | |
| (5) E 養鶏場 | 異常なし | 1月18日16時20分 |

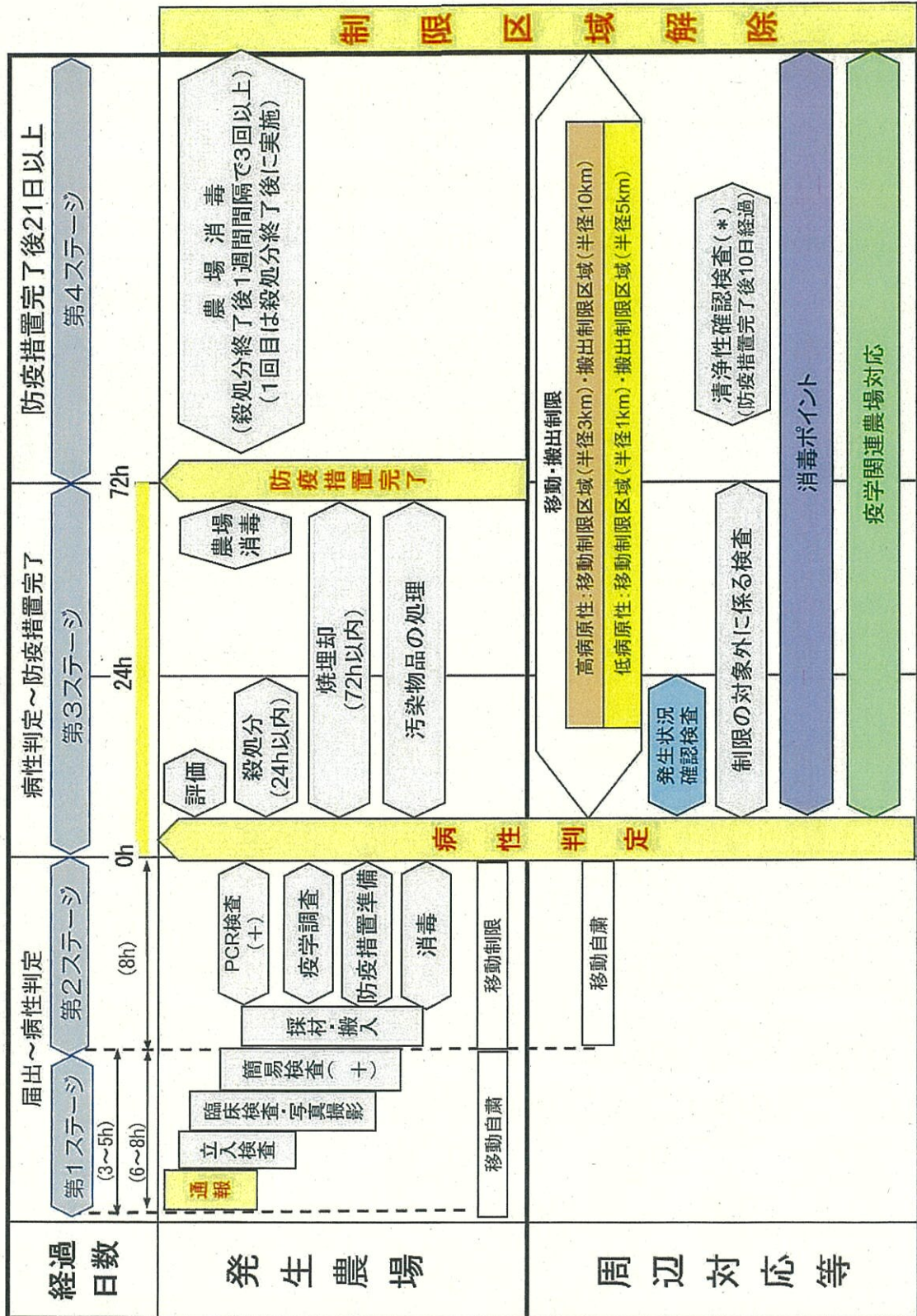
●大津市危機レベル区分に応じた体制表

カテゴリー3 その他の危機事案

| 危機レベル | | 体制 |
|-------|---|---|
| 0 | 対象事案による軽微な被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、拡大の兆候が無い場合 | 主管部局内所属対応 (通常業務処理) |
| 1 | 対象事案による被害の範囲及び市民への影響が比較的小さく、主管部局内で対処できる場合 <u>国内養鶏場 単発</u> | 主管部局対策本部 (※産業観光部対策会議) |
| 2 | 対象事案による被害の範囲及び市民への影響が比較的大きく、主管部局及び関係部局等が連携して対処する必要がある場合 <u>国内養鶏場 複数発生</u> | 主管部局対策本部 (※産業観光部、健康保険部、保健所対策会議) (議長は、主管部局長) |
| 3 | 対象事案による被害の範囲及び市民への影響が比較的大きく、市の主力をもって対処する必要がある場合 <u>県内養鶏場発生</u> | 危機警戒本部 (本部長:副市長) |
| 4 | 対象事案による被害の範囲及び市民への影響が非常に大きく、全庁体制により対処する必要がある場合 <u>市内養鶏場発生</u> | 危機対策本部 (本部長:市長) |

大津市危機管理基本計画より

1 防疫対応スケジュール（原則）



(*)：陰性であれば搬出制限区域解除

●市内発生疑いからの基本的な対応の流れ

| 事象 | 措置項目 | 場所 | 措置内容 | 対応機関 | |
|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|--|---------------------|
| ◇異常家きんの発見通報から農場での病性鑑定までの措置 | | | | | |
| 第1ステージ | 通報 | 農場 | 農家より鶏の異常、死亡が報告 | 県家畜保健衛生所 | |
| | 発見報告 | | 家畜防疫員の当該農場への派遣 | | |
| | 立入検査 | | 簡易検査実施・疫学情報聞き取り 農場に対し移動・出荷自粛要請 | | |
| ◇簡易検査陽性から病性判定までの措置 | | | | | |
| 第2ステージ (遺伝子検査確定まで8時間程度かかる) | 簡易検査陽性 | 農場 | 遺伝子検査の開始 発生農場の立入り制限および消毒 | 県 | |
| | 発生農場消毒 | | | | |
| | 県対策本部設置 | 県庁 | 簡易検査陽性の連絡を受け県本部の設置(本部長:知事) 大津現地対策本部設置(本部長:知事) 関係機関、大津市、保健所への連絡。報道機関へ発表 | | |
| | 市危機対策本部設置 | 大津市 | 県から簡易検査陽性の連絡を受け市危機対策本部の設置(本部長:市長) | 大津市 | |
| | 防疫措置準備 | | 県本部 | 県対策本部会議開催(本部長:知事。大津市も出席) 防疫方針の決定、制限区域の設定 防疫資材の手配、察処分の準備、焼埋却地の調整 防疫作業動員調整、集合場所設置(県庁) 農場従事者の健康調査 | 県 市保健所 |
| | | | 市本部 | 発生農場の概要把握 消毒ポイントとなる大津市の施設に連絡 住民説明会準備(関係支所に連絡) 通行制限にかかる動員準備(産業観光部内のみ) | 市 |
| | | | 農場 | 農場前テント基地設置、資材の搬入 農場周辺通行制限、(制限個所の警戒) 家きんの評価 | 県市、(警察) 県、市、関係団体 |
| | | | 域自治連合会 | 住民説明会の開催(説明は県の担当者) | 県、市 |
| | | | 消毒ポイント | 消毒ポイント設置 畜産関係車両の消毒(24時間体制) | 県、協力団体 |
| | | | 消毒ポイント 周辺自治連 | 住民説明会の開催(説明は県の担当者) | 県、市 |
| 消毒ポイント | | | | | |
| ◇病性判定から防疫措置完了までの措置 | | | | | |
| 第3ステージ | 病性判定陽性 防疫措置開始 (72時間以内に完了) | 殺処分 (原則24時間以内) | 移動 | 集合場所(県庁)から農場へ移動 | 県 |
| | | | 農場 | 農場前テント基地で防疫具装着 殺処分・汚染物品回収 | |
| | | 埋却 | 農場内または付近の埋却地 | 掘削、消毒、運搬 埋却(市担当者立会い) | 県、協力団体、(市) |
| | | (焼却) | 焼却施設 | 焼却施設との連絡調整 運搬、消毒、焼却口への投入 | 市 県 |
| | | | 辺自治連合会 | 住民説明会の開催(説明は県の担当者) | 県、市 |
| | 周辺農場 | 死亡羽数報告徴求 小規模飼養者の状況確認(終息宣言まで継続) | 県、市 市 | | |
| 病性判定後 24時間以内 | 発生状況確認 | 周辺農場 | 発生状況確認検査(半径10Km圏内・搬出制限区域内養鶏農家)(市担当者立会い) | 県、(市) | |
| ◇防疫措置完了から制限区域解除までの措置 | | | | | |
| 第4ステージ | 防疫措置完了 | 農場 | 農場消毒 通行制限解除 | 県市、警察 | |
| | 防疫措置完了後10日経過 | 清浄性確認 | 発生農場および周辺農場 | 清浄性確認検査(半径10Km圏内飼養者への立入検査)(市担当者立会い) | 県、(市) |
| | 防疫措置完了~21日 | 消毒 | 農場 | 発生農場の消毒(殺処分終了時、1週間に1回) | 県 |
| | | 消毒ポイント | ポイントの数は利用状況等により、閉鎖する場所もあり。 | | |
| ◇制限区域解除以降の措置 | | | | | |
| 清浄性確認 | 終息宣言 | 県本部 | 終息宣言を実施、移動制限区域解除告示、各関係機関へ通知、報道機関への発表 消毒ポイント閉鎖、県本部解散 | 県 | |
| | 市危機対策本部の解散 | 市本部 | 市本部の解散(県内発生中→市危機警戒本部体制、国内発生中→部対策本部体制へ移行) | 市 | |

資料6

○令和4年度発生時(鳥インフルエンザ関連) 大津市関連(市部局、関連機関、自治連合会)

2. 消毒ポイント候補地

(1)消毒ポイント候補地となる大津市の各施設

⇒発生時の消毒P(移動制限P・搬出制限P)設置に対する地元周知

| 消毒ポイント名 | 所管部局 | 管理者 | 消毒P自治連合会 | 備考 |
|-----------------|------------|--------|----------|--------|
| P2 木戸市民センター裏駐車場 | 市民部自治協働課 | 木戸支所 | | 【搬出制限】 |
| P15 皇子が丘公園駐車場 | 都市計画部公園緑地課 | 公園緑地協会 | | 【搬出制限】 |

(2)大津市の施設以外の消毒ポイント候補地 (ポイント番号は県マニュアルの番号) ⇒発生時の消毒P(移動制限P・搬出制限P)設置に対する地元周知

| 消毒ポイント名 | 所管部局 | 管理者 | 消毒P自治連合会 | 備考 |
|----------------------------|-------------|-----------|----------|--------|
| P34 JALレーク滋賀伊香立カントリーエレベーター | レーク滋賀農業協同組合 | 大津北営農センター | | 【移動制限】 |

【別冊4】

消毒ポイント

3 大津地域(直轄地域)における消毒ポイント候補地

● 消毒ポイント候補地

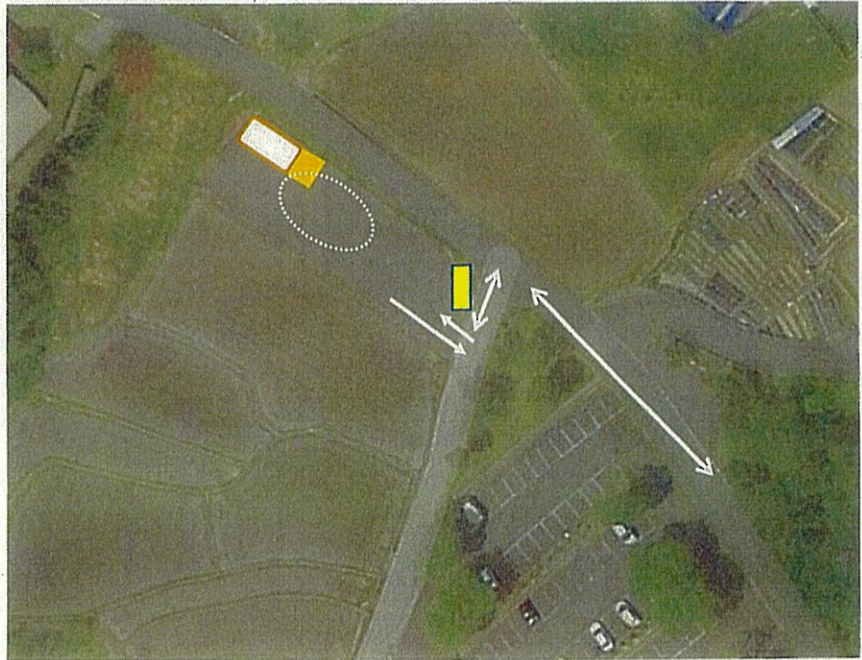
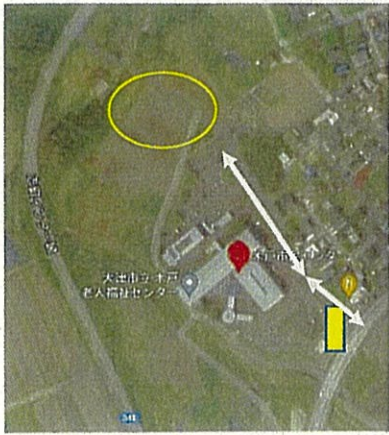
※発生状況に応じて以下の候補地から消毒ポイントを優先的に選定。候補地については、随時見直しを実施する。





| 消毒P No. (※) | 候補地 | 管轄部署 | 管理者 | 分類 |
|----------------|----------------------------|-----------------------------------|--|-----|
| P1 | 和邇インターチェンジ湖西道路退避場 高島方面 | 近畿地方整備局滋賀国道事務所堅田維持出張所 大津市(道の駅) | | 国・市 |
| P2 | 大津市木戸市民センター裏駐車場 | 大津市 | 市民部自治協働課 市民部木戸支所 教育委員会生涯学習課 大津市教育委員会木戸公民館 | 市 |
| P4 | 大津市葛川市民センター駐車場 | 大津市 | 市民部自治協働課 市民部葛川支所 教育委員会生涯学習課 大津市教育委員会葛川公民館 | 市 |
| P9 | 大津市伊香立公園グラウンド駐車場 | 大津市 | 都市計画部公園緑地課 公園緑地協会 | 市 |
| P14 | 大津土木事務所所有倉庫(伊香立付近) | 滋賀県土木交通部 | 大津土木事務所 | 県 |
| P15 | 大津市皇子が丘公園駐車場 | 大津市 | 都市計画部公園緑地課 | 市 |
| P16 | 志賀バイパス・161合流部北小松チェーン脱着場 | 滋賀県土木交通部 | 大津土木事務所 | 県 |
| P17 | 仰木雄琴料金所道路公団跡地 | 近畿地方整備局滋賀国道事務所堅田維持出張所 | | 国 |
| P18 | 大津市動物愛護センター | 大津市 | 保健所衛生課 動物愛護センター | 市 |
| P19 | 大津市和邇市民運動広場駐車場 | | 教育委員会生涯学習課 和邇文化センター | |
| P21 | 石山寺周辺空き地 | 滋賀県土木交通部 | 大津土木事務所 | 県 |
| P22 | 南郷水産センター 駐車場 | 滋賀県漁業協同組合連合会 | | 民 |
| P23 | 滋賀県営都市公園びわこ文化公園(文化ゾーン) 駐車場 | 滋賀県土木交通部 | 都市計画課 | 県 |
| P28 | 大津合同庁舎駐車場 | 滋賀県総務部 | 総務課 | 県 |
| P34 | J Aレーク滋賀 伊香立カントリーエレベーター | レーク滋賀農業協同組合 | 北宮農センター | 民 |

消毒マツ
のみ

※消毒ポイントNo. は県全域で統一。大津地域の割当はNo. 1~100。

P 2 大津市木戸市民センター裏駐車場

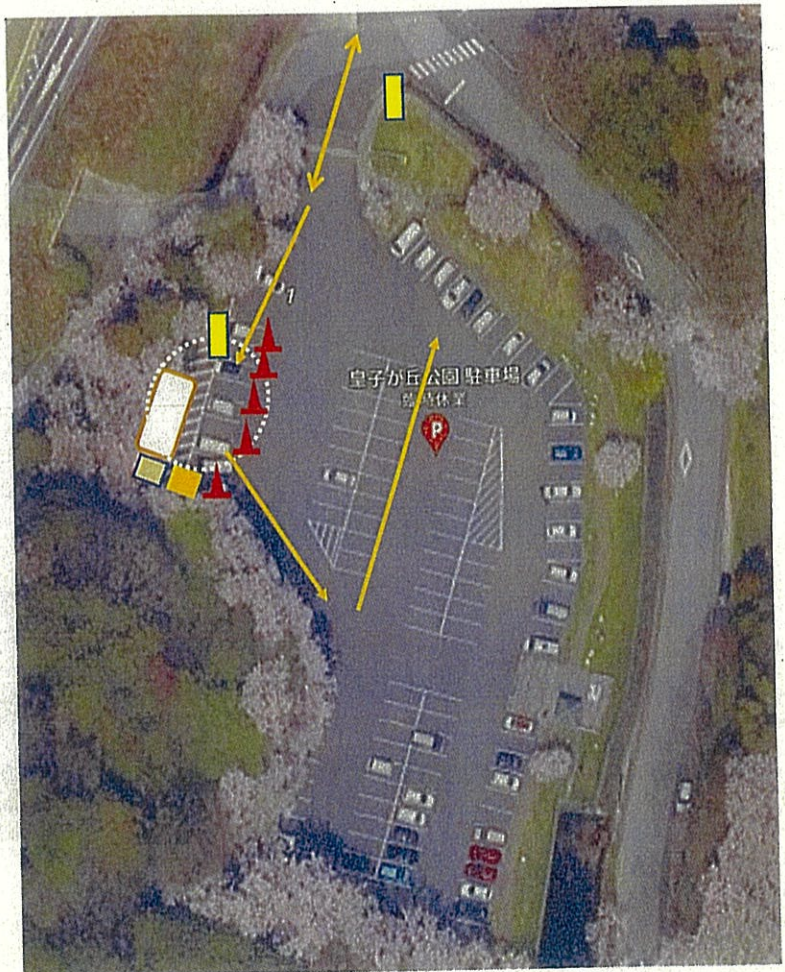
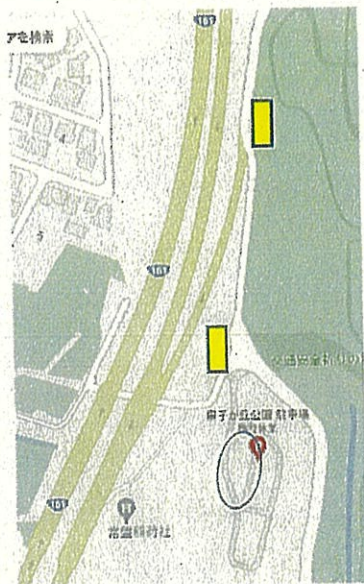


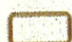




-  コンテナハウス
-  動力噴霧機・ローリータンク
-  消毒スペース
-  消毒ポイント看板

- ・市民センタートイレ利用
(利用できない場合は仮設トイレ設置)
- ・散水車対応

- 4 -

P 15 大津市皇子が丘公園駐車場








-  コンテナハウス
-  動力噴霧機・ローリータンク
-  消毒スペース
-  消毒ポイント看板
-  仮設トイレ

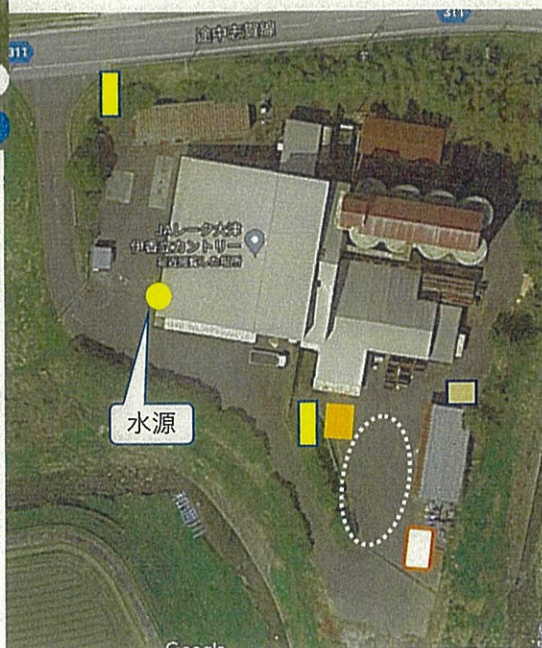
- ・仮設トイレ設置
- ・散水車対応

P 3 4 J A レーク滋賀伊香立カントリー



・仮設トイレ設置
・水源利用可能

-  コンテナハウス
-  動力噴霧機・ローリータンク
-  消毒スペース
-  消毒ポイント看板
-  仮設トイレ



お問い合わせ先

| | | | | | |
|--------------|---------------------|----------|-----|------------|----------|
| 担当者 | 危機・防災対策課 商工労働政策課 | | 担当: | 中野 森口 | |
| 連絡先 | 077-528-2616 | | 内線 | 5084 | |
| 総合計画 位置付け | 基本 方針 | 基本 政策 | 施策 | 取組の 方向性 | 主な 取組 |
| | | | | | |

令和5年1月18日

大津市高病原性鳥インフルエンザ危機対策本部の設置及び
第1回大津市高病原性鳥インフルエンザ危機対策本部員会議の開催

① 大津市高病原性鳥インフルエンザ危機対策本部の設置

本日、1月18日に大津市の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生し、簡易検査で陽性と判明したことから、防疫措置において本市の役割を迅速かつ的確に果たしていくため、「大津市高病原性鳥インフルエンザ危機対策本部」を設置します。

- ・ 設置日時 令和5年1月18日（水） 21時00分
- ・ 本部長 佐藤市長

② 第1回大津市高病原性鳥インフルエンザ危機対策本部員会議

1 日時

令和5年1月18日（水） 21時00分から

2 場所

大津市役所 新館2階 災害対策本部室

3 主な議題

現状報告及び今後の動きについて

4 出席者

本部長（佐藤市長）、副本部長（杉江副市長、清水副市長）及び本部員（各部局長）等